

国境を越えた電子商取引に係る
消費税の課税に関するQ & A

令和8年7月
国税庁消費税室

凡例

○ 文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりです。

改正法…………… 所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）

消法…………… 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）

消令…………… 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）

消規…………… 消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）

輸徴法…………… 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）

消基通…………… 消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

《 目 次 》

I 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し

(少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しについて)

問 1 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しの概要について教えてください。… 1

(通信販売の方法)

問 2 「通信販売の方法」について教えてください。…………… 2

(一の資産の判定単位)

問 3 当社は、通信販売の方法により、国外から国内向けに食器などの日用雑貨を販売しています。販売に当たっては、顧客が必要な個数だけ購入可能な単品での販売のほか、あらかじめ複数の商品を一まとめにしたセット商品も販売しています。このようなセット商品について、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。・ 3

(一の資産の対価の額の範囲)

問 4 当社は、通信販売の方法により国外から国内向けに商品を販売するに当たって、商品代金とは区分して送付先までの料金（送料）を顧客に対して請求しています。この場合において、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。…… 4

(値引きする場合の一の資産の対価の額)

問 5 当社は、自ら運営する通販サイトで国外から国内向けに商品を販売していますが、当該通販サイトでは、期間を定めて、商品価額を一律5%引とするキャンペーンを実施しており、各商品の価格設定は変更せず、購入総額から5%分を値引きし、購入者に請求することとしています。

また、商品を当社の通販サイトで購入した場合、その購入金額に応じて、当該通販サイトでのみ利用できるポイントを付与しており、購入時に使用した場合、1ポイント1円として購入総額から値引きしています。

このように購入総額から値引きする場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。…………… 5

(プラットフォーム事業者が購入額を負担する場合の一の資産の対価の額)

問 6 当社は、プラットフォーム事業者が運営するECモールに出店し、国外から国内向けに商品の販売を行っています。当該ECモールにおいては、キャンペーンとして、期間を定めて、購入総額から一律10%分を差し引いて、購入者に請求されますが、この差引額についてはプラットフォーム事業者が負担しているため、当社は、当該差引き前の金額を収受することとなります。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。…………… 6

(値引き前の金額による特定少額資産の譲渡の判定)

問7 第二種プラットフォーム事業者である当社の運営する EC モールでは、購入者が当社又は出店者の発行するクーポン等を利用することにより、購入者は、購入金額から値引きを受けることができます。

また、当社の EC モールを介して販売された商品に当該クーポン等が利用された場合の国外からの発送に係る輸入貨物の課税標準となる価格(課税価格)は、値引き前の金額によることとなるため、当社のシステム上は当該値引き前の金額を商品の販売価額として登録しています。そのため、購入者へは値引き後の金額(総額)を請求することとしているものの、システム上は個々の商品の値引き後の金額を把握することができません。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定について、値引き前の金額によることとしてよろしいのでしょうか。…………… 7

(購入者への請求金額による特定少額資産の譲渡の判定)

問8 第二種プラットフォーム事業者である当社の運営する EC モールでは、購入者が当社又は出店者の発行するクーポン等を利用することにより、購入者は、購入総額から一定額を差し引いた金額を支払うこととなります。

出店者が販売する商品に対して使用されるクーポン等には、例えば、購入総額の10%相当額を当社が負担し、購入者に対しては当該負担額を差し引いた金額を請求するものもあり、この場合、出店者には当該10%相当額を差し引く前の金額を支払うこととなりますが、購入者に対しては差引き後の金額を提示し、請求する必要があるため、システム上、そのクーポン等の性質にかかわらず、差引き後の請求金額に応じて個々の商品価格が登録されることとなっているため、個々の商品価格について当該差引き後の金額しか把握できません。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定について、クーポン等の性質にかかわらず、一律に、購入者への請求金額に応じた個々の商品価格によることとしてよろしいでしょうか。…………… 8

(外貨建取引における一の資産の対価の額)

問9 当社は、自ら運営する通販サイトで国外から国内向けに商品を販売していますが、当該通販サイトでは米ドル建てにより商品単価を設定し、顧客からの支払いも米ドル建てとなっています。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

..... 9

(簡易課税制度の適用関係)

問10 特定少額資産の譲渡について、簡易課税制度の適用関係を教えてください。..... 10

Ⅱ 特定少額資産販売事業者の登録制度

(特定少額資産販売事業者の登録の手続)

問11 特定少額資産販売事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。…………… 11

(特定少額資産販売事業者の登録に係る経過措置)

問12 特定少額資産販売事業者の登録に係る経過措置について教えてください。…………… 11

(特定少額資産販売事業者の登録の効力)

問13 特定少額資産販売事業者の登録の効力は、いつから生じるのですか。…………… 12

(特定少額資産販売事業者の登録の効果)

問14 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する商品の販売を行っていますが、当社が特定少額資産販売事業者の登録を受けた場合、どのような課税関係となるのでしょうか。・ 13

(特定少額資産販売事業者の登録の任意性)

問15 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する商品の販売を行っていますが、特定少額資産販売事業者の登録を必ず受けなければならないのでしょうか。…………… 13

(特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡につき引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えた場合)

問16 特定少額資産販売事業者の登録を受けて、特定少額資産の譲渡に該当する1万円以下の商品を複数個販売し、まとめて発送したことにより保税地域からの引取り時の課税価格の合計額が1万円を超えることとなった場合、保税地域からの引取り時に消費税が課されることになるのでしょうか。…………… 13

(特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に消費税が課税された場合)

問17 当社は、特定少額資産の譲渡に該当する1万円以下の商品の販売を行いましたが、輸入申告書に特定少額資産販売事業者の登録番号を記載することなく通関したため、当該商品が免税対象外物品であることにより、保税地域からの引取り時にも消費税が課税されたという連絡を購入者から受けました。当社はどのように対応すればいいのでしょうか。…………… 14

(遡っての特定少額資産販売事業者の登録)

問18 課税期間の途中に申請書を提出した場合において課税期間の初日から特定少額資産販売事業者の登録を受けることはできますか。…………… 15

(特定少額資産販売事業者の登録の拒否)

問19 特定少額資産販売事業者の登録を申請した場合に、登録を拒否されることはありますか。…………… 15

(特定少額資産販売事業者の登録の取りやめ)

- 問20 当社は3月決算法人であり、令和10年4月1日に特定少額資産販売事業者の登録を受けていましたが、令和11年4月1日から特定少額資産販売事業者の登録を取りやめたいと考えています。この場合、どのような手続が必要ですか。…………… 17

(事業の廃止や個人事業者の死亡、法人の合併による消滅があった場合の手続)

- 問21 特定少額資産販売事業者について、事業の廃止や個人事業者の死亡、法人の合併による消滅があった場合の手続について教えてください。…………… 17

(特定少額資産販売事業者の登録の取消し)

- 問22 特定少額資産販売事業者の登録が取り消されることはありますか。…………… 18

(特定少額資産販売事業者の登録番号の構成)

- 問23 特定少額資産販売事業者の登録番号は、どのような構成ですか。…………… 19

(特定少額資産販売事業者に関する情報の公表方法)

- 問24 特定少額資産販売事業者に関する情報は、どのような方法で公表されますか。… 19

(特定少額資産販売事業者の義務)

- 問25 特定少額資産販売事業者の登録を受けた場合、どのような義務が生じるのでしょうか。…………… 20

(「仕入書等」の意義と記載方法)

- 問26 特定少額資産販売事業者が、特定少額資産の譲渡を行った場合には、特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨を発送に係る仕入書等に記載又は記録して輸入者等に通知する必要があるとのことですが、「仕入書等」とはどのような書類のことをいうのでしょうか。また、特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨はどのように記載すればいいのでしょうか。…………… 20

(特定少額資産販売事業者に係る事業者免税点制度の適用制限)

- 問27 当社は特定少額資産販売事業者ですが、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、免税事業者となりますか。…………… 21

(適格請求書発行事業者の登録との関係)

- 問28 当社は、特定少額資産販売事業者の登録を受ける予定ですが、この登録とは別に適格請求書発行事業者の登録を受ける必要がありますか。…………… 21

Ⅲ 資産の譲渡に係るプラットフォーム課税の概要

(資産の譲渡に係る「プラットフォーム課税」の概要)

問29 資産の譲渡に係る「プラットフォーム課税」の概要を教えてください。………… 23

(「国外事業者」の意義)

問30 「国外事業者」とはどのような者ですか。………… 24

(「デジタルプラットフォーム」の意義)

問31 「デジタルプラットフォーム」とはどのようなものですか。………… 24

Ⅳ プラットフォーム課税の対象範囲等

(国外事業者が国内において行う資産の譲渡)

問32 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当社の EC モールにおいては、国外事業者も出店することができることとしております。当社の EC モールに出店する当該国外事業者は、国内に輸入した商品を、当社以外の倉庫会社が所有する国内の倉庫にあらかじめ保管しておき、注文を受けた都度、その倉庫から出荷・販売しています。この国外事業者の商品の販売に関しては、当社が購入者から商品代金を回収しています。この場合、当該国外事業者が行う商品の販売は、プラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 25

(国外事業者が国内において行う資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等)

問33 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当社の EC モールにおいては、国外事業者が国内において行う商品販売に付随して、有償の設置工事がオプションとして設定される場合があります、また、一定金額以下の商品販売については、別途送料が設定されています。これらの設置工事費や送料は商品代金と併せて当社を介して国外事業者が収受することになっていますが、設置工事費及び送料も含めて、プラットフォーム課税の対象となるのでしょうか。なお、商品販売については特定少額資産の譲渡に該当するものではありません。…………… 26

(「プラットフォーム事業者を介して収受するもの」の意義)

問34 当社は日本国内向けの EC モールを運営するプラットフォーム事業者です。当該 EC モールの利用契約上、当該 EC モールを介して事業者が行う商品の販売の対価については、当社が商品の購入者から集金し、一定の手数料を差し引いた上で、商品の販売を行う事業者に支払うこととなっています。当社は、この支払事務を他の事業者に委託しており、商品の販売を行う事業者は、商品販売の対価を当該他の事業者を経由して収受することとなりますが、プラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 27

(プラットフォーム事業者を介さずに資産の譲渡の対価を収受する場合)

問35 当社はプラットフォーム事業者ですが、当社が提供するデジタルプラットフォームを介して、事業者が商品の販売を行っており、その商品の販売の対価について、当社を介さずに事業者が商品の購入者から直接収受するものがありますが、これはプラットフォーム課税の対象となりますか。…………… 27

(資産の譲渡に係るプラットフォーム事業者による国外事業者の判定等)

問36 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者が国外事業者であるかどうかについてはどのように判定したらよいでしょうか。

また、デジタルプラットフォームを介して行われる資産の譲渡が、国内において行う資産の譲渡であるかどうかや特定少額資産の譲渡に該当するものかどうかはどのように判定したらよいでしょうか。…………… 28

(資産の譲渡を行う事業者が課税事業者であるかどうかの確認)

問37 プラットフォーム事業者において、プラットフォーム課税の対象となるかどうかを判断するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者が、消費税の課税事業者であるかどうかを確認する必要はありますか。…… 30

(第二種プラットフォーム事業者によるみなし仕入税額控除の適用関係)

問38 当社は第二種プラットフォーム事業者の指定を受けていますが、国外事業者が当社の国内倉庫から商品を出荷して販売するに当たり負担している費用に係る課税仕入れや当該国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税額のうち、当社が行ったとみなされる資産の譲渡にのみ要するものについては、当社が仕入税額控除の適用を受けることができないでしょうか。…………… 30

(第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる資産の譲渡にのみ要するものの意義)

問39 当社は第二種プラットフォーム事業者の指定を受けており、国外事業者が当社の国内倉庫から商品を出荷して販売するに当たり負担している費用など、当社が行ったとみなされる資産の譲渡にのみ要するものについて、仕入税額控除の適用を受けることができるのですが、「資産の譲渡にのみ要するもの」の範囲や判定時期について教えてください。…………… 31

V 第二種プラットフォーム事業者の指定等

(プラットフォーム事業者の届出義務)

- 問40 第二種プラットフォーム事業者の指定要件及びプラットフォーム事業者の届出義務について教えてください。…………… 33

(第二種プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日【原則】)

- 問41 第二種プラットフォーム事業者の指定及びその効力の生ずる日について教えてください。…………… 34

(制度開始前の第二種プラットフォーム事業者に係る届出及び指定に係る経過措置)

- 問42 当社は日本国内向けの EC モールを運営しているプラットフォーム事業者ですが、制度開始前に行うべき届出や申請について教えてください。…………… 34

(令和9年1月から3月末までの期間における50億円の判定について)

- 問43 当社は、日本国内向けの EC モールを運営しているプラットフォーム事業者ですが、システム改修が間に合わず、経過措置の適用に当たって、令和9年1月から3月末までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となる金額の集計を正確に行うことが難しい状況です。他方、EC モール（デジタルプラットフォーム）を介する日本国内向けの売上高のうちに占める国外事業者の売上高（決済金額が1万円以下のもの）に4を乗じた金額は50億円を超えていることは明らかです。このような場合、同期間においてプラットフォーム課税の対象となる金額が50億円を超えていると判断してもよろしいでしょうか。…………… 36

(第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の事業者への通知)

- 問44 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税の対象になる旨を通知しなければならないのでしょうか。…………… 37

(第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合の申告・納税)

- 問45 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた場合、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が申告・納税するということによいでしょうか。…………… 37

(第二種プラットフォーム事業者による特定少額資産販売事業者の登録)

- 問46 当社は第二種プラットフォーム事業者ですが、特定少額資産販売事業者の登録を受ける必要があるのでしょうか。…………… 38

(プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係るインボイス交付義務)

- 問47 当社は第二種プラットフォーム事業者であり、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）ですが、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について、当該資産の譲渡の相手方（課税事業者）から適格請求書（インボイス）の交付を求められたとき

は、当社が適格請求書を交付することとなるのですか。……………	38
(第二種プラットフォーム事業者に係る事業者免税点制度の適用制限)	
問48 第二種プラットフォーム事業者であっても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合、免税事業者となりますか。……………	39
(プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に対価の返還等があった場合)	
問49 当社は、令和10年4月1日に第二種プラットフォーム事業者となりましたが、同日前に事業者が当社の提供するデジタルプラットフォームを介して行った資産の譲渡(同日以後に行ったとすればプラットフォーム課税の対象となるもの)について、同日以後、その対価の一部の返還等が行われた場合、当社において、その返還等の金額に係る消費税額を控除することはできるでしょうか。……………	39
(第二種プラットフォーム事業者となった場合の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算)	
問50 当社(3月決算)は、令和10年4月1日から第二種プラットフォーム事業者となりましたが、令和11年3月期の中間申告義務の判定及び中間納付税額の計算はどのようになりますか。……………	40

VI 第二種プラットフォーム事業者の公表事項の変更・指定の解除等

(第二種プラットフォーム事業者の公表事項の変更)

問51 第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた後において、その提供するデジタルプラットフォームの名称等に変更があった場合の手続について教えてください。…… 41

(第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併等により承継した場合)

問52 当社は、第二種プラットフォーム事業者の指定を受けているX社を吸収合併し、X社のデジタルプラットフォームに係る事業の全てを承継しましたが、プラットフォーム課税の適用関係はどのようになりますか。また、当社が行うべき手続はありますか。・ 41

(第二種プラットフォーム事業者がデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合)

問53 第二種プラットフォーム事業者が、デジタルプラットフォームに係る事業の全てを他の事業者に譲り渡して廃止した場合、手続が必要ですか。…………… 42

(第二種プラットフォーム事業者の指定解除の申請)

問54 当社は第二種プラットフォーム事業者ですが、デジタルプラットフォームに係る事業を縮小し、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が3年連続で50億円以下となりました。この場合、当社は引き続き第二種プラットフォーム事業者となるのでしょうか。…………… 42

(第二種プラットフォーム事業者の指定解除)

問55 国税庁長官が第二種プラットフォーム事業者の指定を解除する場合があるとのことですが、どのような場合ですか。…………… 43

(第二種プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の事業者への通知)

問56 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その提供するデジタルプラットフォームを介して資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税の対象にならなくなる旨を通知しなければならないのでしょうか。… 44

(第二種プラットフォーム事業者の指定を解除された場合の申告・納税)

問57 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定解除通知を受けた場合、その解除によりプラットフォーム課税の対象とならないこととなる日以後に行う資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が申告・納税しなくてよいのでしょうか。・ 45

(第二種プラットフォーム事業者の指定解除時における納税義務の判定)

問58 当社(12月決算)は、指定解除によりX2年10月1日に第二種プラットフォーム事業者には該当しないこととなりましたが、X3年12月期及びX4年12月期の納税義務の判定に当たって、基準期間における課税売上高に、プラットフォーム課税の対象となっていた資産の譲渡の対価の額を含める必要はありますか。…………… 45

Ⅶ 納税義務の判定等

(小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置①【原則計算】)

問59 令和8年度税制改正に伴い、小規模事業者の納税義務の免除の特例（事業者免税点制度）の適用について経過措置があるとのことですが、概要を教えてください。…… 46

(小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置②【特例計算】)

問60 令和8年度税制改正に伴う小規模事業者の納税義務の免除の特例（事業者免税点制度）に係る経過措置の適用に当たり、令和10年4月1日を含む課税期間の消費税の納税義務の判定について原則計算によることが難しい状況ですが、簡便な方法により計算することはできますか。…… 47

(プラットフォーム課税の対象となる場合の納税義務)

問61 当社は12月決算の外国法人で、プラットフォーム事業者を介して国内において商品の販売を行っており、消費税の課税事業者です。

当該プラットフォーム事業者から令和10年4月1日よりプラットフォーム課税の対象となる旨の通知がありましたが、この場合、当社の令和10年12月期、令和11年12月期及び令和12年12月期の納税義務はどのようにになりますか。…… 48

(改正前から特定少額資産に該当する取引を行っている外国法人の納税義務の判定)

問62 当社は、令和6年4月1日に設立した3月決算の外国法人であり、令和10年4月1日前から特定少額資産の譲渡に該当する取引のみを行っていますが、令和11年3月期の納税義務の判定はどのように行えばよいのでしょうか。なお、令和11年3月期の基準期間及び特定期間における当該取引の対価の額は1千万円以下であり、令和10年4月1日における資本金等の額は1千万円以上となっています。…… 48